イ　営農型太陽光発電設備に関すること

(ｱ)　営農型太陽光発電設備の遮光率（設備直下の農地の面積に対する営農型太陽光発電設備の投影面積の割合をいう。以下同じ。）が30％未満であること。ただし、当該設備が遮光率での判定が困難な設備である場合は、下部の農地において栽培する農作物の生育期間を通じてほ場の全ての地点で日射量の減少率が20％未満であること。

(ｲ)　ほ場からの最低地上高がおおむね３ｍ以上、かつ、農業機械の通路の幅がおおむね４ｍ以上確保されるよう支柱が設置されており、耕作者が農作業を効率的に行うことができる空間が確保できていること。

(ｳ)　営農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地において栽培する農作物の品質を著しく劣化させるおそれがないこと。

ウ　地域との共生に関すること

(ｱ)　協議会が組織されているときは、適切な営農の継続が確保されることにより、地域農業の振興に資する内容となっているか、当該協議会において協議が調っていること。この場合において、当該地域が地域計画の区域内であるときは、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について協議が調っていること。

(ｲ)　営農者以外の者が発電事業を行う場合において、発電事業者が営農者（当該営農型太陽光発電における営農者と下部の農地の地権者が異なる場合は、営農者及び地権者）と合意の上、発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること。

(ｳ)　保険への加入や自己資金での対応等、営農型太陽光発電設備の損壊等による第三者への損害に対する補償の方針が明確であること。

(ｴ)　土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと。

(ｵ)　営農型太陽光発電設備の撤去費用の確保が確実であること。

(7)・(8)　（略）

(9)　国の相談窓口の設置

国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方農政局等は、経済産業局及び地方環境局と連携を強化しつつ、地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日国・地方脱炭素実現会議決定）等の国の施策について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。特に、技術的知見が求められる営農型太陽光発電に関する取組が行われる場合は、国は、相談窓口を通じたきめ細やかな情報提供や助言等に努めるものとする。

(10)　被災市町村の復興に資する取組の実施

（略）

また、福島新エネ社会構想（平成28年９月７日福島新エネ社会構想実現会議決定）については、福島新エネ社会構想加速化プラン2026（令和８年９月14日福島新エネ社会構想実現会議決定）に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や水素の社会実装に向けた取組を更に加速していく。

(6)・(7)　（略）

(8)　国の相談窓口の設置

国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方農政局等は、経済産業局及び地方環境局等の国の地方支分部局と連携を強化しつつ、地域脱炭素ロードマップ（令和３年６月９日国・地方脱炭素実現会議決定）等の国の施策について、市町村や設備整備者等に対し、必要な情報提供や助言等を行う。

(9)　被災市町村の復興に資する取組の実施

（略）

また、福島新エネ社会構想（平成28年９月７日福島新エネ社会構想実現会議決定）については、福島新エネ社会構想加速化プラン2.0（令和６年９月10日福島新エネ社会構想実現会議決定）に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や水素の社会実装に向けた取組を更に加速していく。